

(視距等)

第22条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第23条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第1種、第2種及び第3種	普通道路	100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	100	4	6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第24条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（設計速度が1時間につき100キロメートル以上であるものにあっては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）
100	凸型曲線	6,500
	凹型曲線	3,000
80	凸型曲線	3,000
	凹型曲線	2,000
60	凸型曲線	1,400
	凹型曲線	1,000
50	凸型曲線	800
	凹型曲線	700
40	凸型曲線	450
	凹型曲線	450
30	凸型曲線	250
	凹型曲線	250
20	凸型曲線	100
	凹型曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ないなど特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）第2条から第6条までに定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある

場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第27条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 自転車道等又は歩道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第28条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
100	10
80	10.5
60	
50	
40	
30	11.5
20	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第29条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠（きょ）、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

第5章 平面交差及び立体交差

(平面交差又は接続)

第30条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第31条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第4条から第7条まで、第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第28条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第32条 道路が鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上の当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度(単位1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

第6章 道路構造物及び附属施設

(待避所)

第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設又は省令第3条各号に掲げる施設を設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第35条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第36条 自転車道等又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第38条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設又は省令第4条各号に掲げる施設を設けるものとする。

2 前項の場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第39条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を

設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第40条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

第7章 附帯工事等の特例等

(附帯工事等の特例)

第41条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3章から前章までの規定（第7条、第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第38条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(市町村道とする計画がある場合の特例)

第42条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合における当該県道については、この規則の規定にかかわらず、当該市町村道の構造の技術的基準を定める条例によるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第45条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

第8章 自転車専用道路及び歩行者専用道路

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第44条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第2章から前章まで（第13条及び前条第2項を除く。）の規定は、適用しない。
(歩行者専用道路)

第45条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第2章から前章まで（第13条及び第43条第2項を除く。）の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

道路建設課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第36号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則(第1条)」を

「第1章 総則(第1条)」

第1章の2 公園施設の基準(第1条の2)に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公園施設の基準

(公園施設の基準)

第1条の2 条例第4条の3第1項の規定により定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この項において「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として都市公園法(昭和31年法律第79号。次条及び第3条において「法」という。)第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(2) 政令第6条第1項第2号に定める場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(3) 政令第6条第1項第3号に定める場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(4) 政令第6条第1項第4号に定める場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として法第4条第1項本文及び条例第4条の3第1項又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 条例第4条の3第2項第6号の規則で定める公園施設は、次に掲げる公園施設とする。

(1) 屋根付広場

(2) 野外劇場

(3) 野外音楽堂

(4) 水飲場

(5) 手洗場

(6) 揭示版

(7) 標識

3 条例第4条の3第2項の規定により定める基準は、別表第1のとおりとする。ただし、災害等のため一時使用する公園施設については、当該基準によらないことができる。

第2条中「都市公園法(昭和31年法律第79号)」を「法」に改める。

第3条中「都市公園法」を「法」に改める。

第5条第2項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第12条第1項中「、別表第2」を「、別表第3」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第20条第1項第3号中「(プールにあつては、12月28日から翌年1月5日まで)」を削り、同条第2項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第4中

庭球競技場	長野県松本平広域公園	午前8時30分から午後9時まで	
	長野県駒場公園	午前8時30分から午後5時(4月1日から10月31日までの間は午後8時)まで	
弓道場		午前8時30分から午後5時(4月1日から10月31日までの間は午後8時)まで	
多目的運動場		午前8時30分から午後9時まで	
プール	屋内プール	6月20日から9月10日まで	午前9時30分から午後8時まで(午後零時30分から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時までを除く。)
	9月11日から翌年6月19日まで	午後1時から午後7時まで(午後4時から午後4時30分までを除く。)	
屋外プール	6月20日から9月10日まで	午前9時30分から午後8時まで(午後零時30分から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時までを除く。)	

を

庭球競技場	午前8時30分から午後9時まで
弓道場	午前8時30分から午後5時(4月1日から10月31日までの間は午後8時)まで
多目的運動場	午前8時30分から午後9時まで

に改め、同表を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とする。

別表第1中

補助競技場、相撲競技場、庭球競技場、弓道場又は多目的運動場	条例第9条第1項第2号に掲げる行為
プール	条例第9条第1項第2号に掲げる行為(プールを専用した利用に限る。)

を

補助競技場、相撲競技場、庭球競技場、弓道場又は多目的運動場	条例第9条第1項第2号に掲げる行為
-------------------------------	-------------------

に改め、同表を別表第2とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1) (第1条の2関係)

1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する園路及び広場を設ける場合は、これらのうち1以上のものは、次に定める基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 園路の排水施設に蓋を設ける場合にあつては、その蓋は、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まず、かつ、滑りにくいものであること。

ク 縁石を切り下げる場合は、切下部分の長さは120センチメートル以上とし、当該切下部分に接する部分の勾配は8パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

キ 踏面の色を蹴上げの色と明度の差の大きいものとすることなどにより段を識別しやすいものとすること。

ク 階段の上端に近接する通路等の部分には、注意喚起用敷設材等を設けること。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを設けることによりこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり設けるもの又はこれらに併設するものに限る。）は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができます。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、視覚障害者誘導用ブロック（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等をいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて路面に敷設することその他さく等の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 2から8までに規定する施設であつてこれらの規定による基準を満たすもののうちそれぞれ1以上のもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に定める主要な公園施設に接続していること。

2 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等

が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、次に定める基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。

イ ウに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する休憩所及び管理事務所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上のもの及び当該管理事務所は、次に定める基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。

イ ウに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合にあつては、その戸は、次に定める基準に適合するものであること。

(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(1) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合にあつては、そのうち1以上のものは、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、6の(2)及び(3)に定める基準に適合するものであること。

4 野外劇場及び野外音楽堂

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 出入口は、1の(1)のアに定める基準に適合するものであること。

イ 出入口とウの観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に定める基準に適合するものであること。

(7) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、

通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80センチメートル以上とすることができます。

(1) (ウ)に規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。

(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。

(カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、視覚障害者誘導用ブロックを適切に組み合わせて路面に敷設することその他さく等の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ウ 収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じた数に2を加えて得た数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペースを設けること。

エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、6の(2)及び(3)に定める基準に適合するものであること。

(2) (1)のウの観覧スペースは、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。

イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

5 駐車場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、その全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、その全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じた数に2を加えて得た数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 1の(1)の出入口と車いす使用者用駐車施設との間の経路（エの通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

- イ 幅は、350センチメートル以上とすること。
- ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- エ アの経路のうち駐車場内の通路は、次に定める基準に適合するものであること。
- (7) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (1) 出入口と車いす使用者用駐車施設との間に高低差がある場合であつて傾斜路を設けることが困難であるときは、エレベーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを設けること。
- (ウ) 通路の排水施設に蓋を設ける場合にあつては、その蓋は、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まず、かつ、滑りにくいものであること。
- (イ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (オ) 段を設ける場合にあつては、その段は、1の(3)のアからキまでに定める基準に適合するものであること。
- ## 6 便所
- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- イ 男子用小便器を設ける場合は、そのうち1以上のものは、床置式小便器又は受け口の高さが35センチメートル以下の壁掛式小便器（以下「床置式小便器等」という。）であること。
- ウ 床置式小便器等には、手すりが設けられていること。
- エ 当該便所のうち1以上のものは、次に定める基準のいずれかに適合するものであること。
- (7) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) (1)のエの(7)の便房が設けられた便所は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。
- (7) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (1) (ウ)に規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
- (オ) 戸を設ける場合にあつては、その戸は、次に定める基準に適合するものであること。
- a 幅は、80センチメートル以上とすること。
- b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造のものであること。
- イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

- ウ 当該便房は、次に定める基準に適合するものであること。
- (7) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (1) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- (ウ) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- (イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の水洗器具が設けられていること。
- (オ) アの(7)及び(オ)並びにイに定める基準に適合すること。
- (3) (1)のエの(1)の便所は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア (2)のアの(7)から(ウ)まで及び(オ)、イ並びにウの(ウ)及び(イ)に定める基準に適合するものであること。
- イ 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- ## 7 水飲場及び手洗場
- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗場を設ける場合は、これらのうちそれぞれ1以上のものは、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- ## 8 揭示板及び標識
- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板及び標識は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- イ 当該揭示板及び標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。
- ウ 1の(1)の出入口等に、利用者の通行の支障とならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置すること。
- (2) 1から8までに定める基準を満たす公園施設の配置を表示した標識を設ける場合にあつては、そのうち1以上のものは、1の(1)の出入口の付近に設けること。
- ## 附 則
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。

都市計画課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第37号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第5号中「支出」の次に「(基金の運用から生ずる収益の当該基金への積立てに係るものと除く。)」を加える。

第91条第2項を次のように改める。

2 会計管理者は、隔地払の方法による支払をしようとするときは、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

(1) 支払依頼書兼磁気テープ送付票（様式第150号）及び支払の内容を登録した磁気テープを総括店等に送付する方法

(2) 支払の内容に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識できない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を指定金融機関の指定する電子計算機に送信し、支払依頼書兼電磁的記録送信票（様式第150号）を総括店等に送付する方法

第190条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第1号に掲げるもののほか、再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）の設置を目的とする土地及び建物の貸付け20年（地熱を電気に変換する設備の設置を目的とするものにあつては、15年）

第190条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

別表第1の10中「犀ヶ高等学校 長野南高等学校」を「長野南高等学校」に、「飯田工業高等学校 飯田長姫高等学校」を「飯田O I D E長姫高等学校」に改める。

別表第2の2の(3)のイの(ウ)を削り、同(イ)から(ケ)までを同(ウ)から(ケ)までとし、同(コ)のdを次のように改める。

d 支払依頼書兼磁気テープ送付票（様式第150号）
e 支払依頼書兼電磁的記録送信票

別表第2の2の(3)のイの(コ)のoを同pとし、同eからnまでを同fからoまでとし、同dの次に次のように加える。

e 支払依頼引受書兼磁気テープ送付票（様式第150号の2）
f 支払依頼引受書兼電磁的記録受信票

別表第2の2の(3)のイの(コ)を同(ケ)とし、同(コ)を同(コ)とし、同(シ)を同(シ)とする。

別表第3の1の(2)のエを次のように改める。

支払依頼引受書兼磁気テープ送付票（会計管理者に限る。）
g 支払依頼引受書兼電磁的記録受信票（会計管理者に限る。）

別表第3の2の(2)のソを削り、同タを同ソとする。

様式第134号及び様式第135号を次のように改める。

(様式第134号)及び(様式第135号) 削除

「 様式第150号中「(第91条、別表第2関係)」を「(第91条関係)」に、 年度 支払依頼書兼磁気テープ送付票
支払依頼引受書兼磁気テープ送付票（控）」を

「 年度 支払依頼書兼磁気テープ送付票
支払依頼書兼電磁的記録送信票 」に、「 年 月 日」を

年 月 日

八十二銀行県庁内支店

御中

（長野県信用農業協同組合連合会本所）

に改め、同様式に備考として次のように加える。

長野県会計管理者 団

（備考） この様式により難いものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

様式第150号の次に次の様式を加える。

(様式第150号の2)(別表第2関係)

年度 支払依頼引受書兼磁気テープ送付票
 支払依頼引受書兼電磁的記録受信票

		支払日			
		口座振替			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
一般会計					
特別会計					
歳入歳出外現金					
基 金					
戻 出	一般会計				
	特別会計				
合 計					
		支払日			
		隔地(銀行窓口)			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
一般会計					
特別会計					
歳入歳出外現金					
基 金					
戻 出	一般会計				
	特別会計				
合 計					
		支払日		合 計	
		隔地(その他)			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
一般会計					
特別会計					
歳入歳出外現金					
基 金					
戻 出	一般会計				
	特別会計				
合 計					

年 月 日

長野県会計管理者 様

八十二銀行県庁内支店 印
 (長野県信用農業協同組合連合会本所)

(備考) この様式により難いものにあつては、この様式に準じて作成することができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

会計課